

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三号

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「常勤の職員」の下に「（前条第十六号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第五条第二項中「受ける」の下に「給料及び」を加える。

第七条第二項中「職員が」の下に「受ける旅費及び」を加える。

別表第二中

月額	一七二、〇〇〇
月額	一四二、〇〇〇

を

月額	一九五、〇〇〇
月額	一七二、〇〇〇
月額	一五三、〇〇〇
月額	一五三、〇〇〇
月額	一五三、〇〇〇
月額	一五三、〇〇〇

に、

労働委員会	労働者委員会 使用者委員 公益委員 委員長	月額 一九五、〇〇〇	月額 一七二、〇〇〇	月額 一五三、〇〇〇	月額 一五三、〇〇〇	月額 一五三、〇〇〇
収用委員会	委員長	月額 六四、〇〇〇	月額 五二、〇〇〇	月額 六二、〇〇〇	月額 四九、〇〇〇	月額 三五、〇〇〇
海区漁業調整委員会	委員長	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇	月額 二四、三〇〇
内水面漁場管理委員会	委員長	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇	月額 二四、三〇〇

を

労働委員会	委員長	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇
収用委員会	委員長	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇
海区漁業調整委員会	委員長	月額 二八、六〇〇	月額 二四、三〇〇

に改める。

内水面漁場管理委員会

委 会

員 長

日 額

二八、六〇〇  
二四、三〇〇

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る  
新旧対照表

改正後		改正前																																																																							
<p>(常勤の職員の給与)</p> <p><b>第二条</b> 特別職の職員中常勤の職員(前条第十六号に掲げる職員を除く。)及び教育長の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(その他の職員の給与)</p> <p><b>第五条</b> 略</p> <p>2 その他の職員中前項に定める職員以外の職員の受ける給料及び報酬の額は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内において知事その他事務局の任命権者が定める額とする。</p>		<p>(常勤の職員の給与)</p> <p><b>第二条</b> 特別職の職員中常勤の職員及び教育長の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(その他の職員の給与)</p> <p><b>第五条</b> 略</p> <p>2 その他の職員中前項に定める職員以外の職員の受ける報酬の額は、常勤の職員給与との権衡を考慮して予算の範囲内において知事その他事務局の任命権者が定める額とする。</p>																																																																							
<p><b>第七条</b> 略</p> <p>2 その他の職員が受ける旅費及び費用弁償として受ける旅費の額は、常勤の職員の受ける旅費との権衡を考慮して知事その他事務局の任命権者が定める額とする。</p> <p>3 略</p>		<p><b>第七条</b> 略</p> <p>2 その他の職員が費用弁償として受ける旅費の額は、常勤の職員が受ける旅費との権衡を考慮して知事その他事務局の任命権者が定める額とする。</p> <p>3 略</p>																																																																							
<p>別表第二(第四条関係)</p> <p>非常勤の職員の報酬表</p>		<p>別表第二(第四条関係)</p> <p>非常勤の職員の報酬表</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬の額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>二八、六〇〇</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>二四、三〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">労働委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>二八、六〇〇</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>二四、三〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収用委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>二八、六〇〇</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>二四、三〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬の額(円)		選挙管理委員会	委員長	月額	二八、六〇〇	委員	月額	二四、三〇〇	略							労働委員会	委員長	月額	二八、六〇〇	委員	月額	二四、三〇〇	収用委員会	委員長	月額	二八、六〇〇	委員	月額	二四、三〇〇	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬の額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>一七二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>一四二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労働委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>一九五、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>公益委員</td> <td>月額</td> <td>一七二、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>使用者委員</td> <td>月額</td> <td>一五三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>労働者委員</td> <td>月額</td> <td>一五三、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収用委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>六四、〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>五二、〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬の額(円)		選挙管理委員会	委員長	月額	一七二、〇〇〇	委員	月額	一四二、〇〇〇	略							労働委員会	委員長	月額	一九五、〇〇〇	公益委員	月額	一七二、〇〇〇	使用者委員	月額	一五三、〇〇〇	労働者委員	月額	一五三、〇〇〇	収用委員会	委員長	月額	六四、〇〇〇	委員	月額	五二、〇〇〇
職名		報酬の額(円)																																																																							
選挙管理委員会	委員長	月額	二八、六〇〇																																																																						
	委員	月額	二四、三〇〇																																																																						
略																																																																									
労働委員会	委員長	月額	二八、六〇〇																																																																						
	委員	月額	二四、三〇〇																																																																						
収用委員会	委員長	月額	二八、六〇〇																																																																						
	委員	月額	二四、三〇〇																																																																						
職名		報酬の額(円)																																																																							
選挙管理委員会	委員長	月額	一七二、〇〇〇																																																																						
	委員	月額	一四二、〇〇〇																																																																						
略																																																																									
労働委員会	委員長	月額	一九五、〇〇〇																																																																						
	公益委員	月額	一七二、〇〇〇																																																																						
	使用者委員	月額	一五三、〇〇〇																																																																						
	労働者委員	月額	一五三、〇〇〇																																																																						
収用委員会	委員長	月額	六四、〇〇〇																																																																						
	委員	月額	五二、〇〇〇																																																																						

略		内水面漁場管理 委員会	海区漁業調整委 員会	改 正 後
		委 員 長	委 員 長	
		日額 二四、三〇〇	日額 二八、六〇〇	
略		内水面漁場管理 委員会	海区漁業調整委 員会	改 正 前
		委 員 長	委 員 長	
		月額 三一、〇〇〇	月額 四九、〇〇〇	
略		内水面漁場管理 委員会	海区漁業調整委 員会	改 正 前
		委 員 長	委 員 長	
		月額 三一、〇〇〇	月額 六二、〇〇〇	